

鴨川市教育支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第3号

鴨川市教育支援事業実施規則の一部を改正する規則

鴨川市教育支援事業実施規則（平成31年鴨川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「開設する鴨川市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）」を「別に定める場所」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条第1項中「、教育支援センター」を「必要があるときは、教育委員会」に改め、「置く」の次に「ことができる」を加える。

第7条の見出し中「通所」を「利用」に改め、同条第1項中「を教育支援センターに通所」を「に教育支援事業を利用」に、「鴨川市教育支援センター通所申込書」を「鴨川市教育支援事業利用申込書」に改め、同条第2項中「を教育支援センターに通所」を「に教育支援事業を利用」に改め、同条第3項中「教育支援センターへの通所」を「教育支援事業の利用」に、「鴨川市教育支援センター通所承諾・不承諾通知書」を「鴨川市教育支援事業利用承諾・不承諾通知書」に改める。

第8条第1項中「教育支援センターへの通所」を「教育支援事業の利用」に改め、同項第1号中「通所」を「利用」に改め、同項第3号中「教育支援センターの管理上」を「教育支援事業の運営上」に改め、同条第2項中「教育支援センターへの通所」を「教育支援事業の利用」に、「鴨川市教育支援センター通所承諾取消通知書」を「鴨川市教育支援事業利用承諾取消通知書」に改める。

第9条ただし書中「教育支援センターへの通所」を「教育支援事業の利用」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（事業の委託）

第11条 教育委員会は、第4条第1項各号に掲げる事項について、相当と認める法人その他の団体に委託して行わせることができる。この場合において必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則第2項を削り、附則第1項中「平成31年5月24日」を「令和元年5月24日」に改め、同項の見出し及び項番号を削る。

別記第1号様式中「鴨川市教育支援センター通所申込書」を「鴨川市教育支援事業利用申込書」に、「鴨川市教育支援センターへの通所」を「鴨川市教育支援事業の利用」に、「通所方法」を「利用方法」に、「通学手段」を「利用手段」に、「自宅から教育支援センターまでの略図」を「自宅からの略図」に改める。

別記第2号様式中「鴨川市教育支援センター通所承諾・不承諾通知書」を「鴨川市教育支援事業利用承諾・不承諾通知書」に、「鴨川市教育支援センターへの通所」を「鴨川市教育支援事業の利用」に、「通所開始日」を「利用開始日」に改める。

別記第3号様式中「鴨川市教育支援センター通所承諾取消通知書」を「鴨川市教育支援事業利用承諾取消通知書」に、「鴨川市教育支援センターへの通所」を「鴨川市教育支援事業の利用」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。